平成２７年（フ）第２０８２号
大阪府八尾市西山本町６丁目５番25号
債務者　安田　朱乃
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２７号
大阪市東成区玉津３丁目10番15号　２Ｆ
債務者　岸本美恵子こと　岸本美惠子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９９号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―315号
債務者　杉原　澄枝
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６１号
大阪府四條畷市砂２丁目15番11号
債務者　野中香代子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５２号
大阪府東大阪市日下町７丁目２番17号　ラ・カーサミスミ　103号
債務者　森　あけみ
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４８号
大阪市城東区今福東２丁目１番37―603号
債務者　加藤　重治
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６７号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番６―408号
債務者　永井さとみ
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４７号
大阪府大東市北条４丁目１番28号　田伐文化103号
債務者　堤野　千里
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６９号
大阪市福島区玉川２丁目12番７号ビューフクシマ206号
債務者　宮元　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１号
山口県山陽小野田市大字山川46番地33（アドバンス21厚狭駅前202号）
債務者　沓野真由美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第６４号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番９―204号
債務者　田中千代香
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第６７号
山口県宇部市大字吉見749番地
債務者　姫野　秀康
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第６９号
山口県宇部市大字西岐波229番地43シャーメゾン・ＲｉｋｙｕＢ棟203号
債務者　溝田　　宏
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２９号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2421番地６
債務者　四宮八恵子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１７３号
岡山県総社市門田892番地　浅尾住宅２―３―２号
債務者　福原　豊一
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１１９号
札幌市西区二十四軒１条６丁目12番５号　ヴィラージュ24Ａ棟106号
債務者　小野　陽平
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６０号
札幌市白石区東札幌６条６丁目１番19―201号
債務者　金田　雅巳
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部